

コンセション法の発布

■ 投資法／投資会社 2007年

- コンセション法の発布に関する王国法第 NS/RKM/1007/027 号 (2007年10月19日)

コンセション法は、2007年9月10日、第三議会の臨時会議において国民議会により採択され、2007年10月4日、法律原則に基づき修正なく、上院の臨時会議において全会一致で承認された。本法は、公共の利益、ならびに国民の社会的要求および国家経済の実現のために、カンボジア王国におけるインフラ構築プロジェクトへの民間出資の促進、円滑化を図ることを目的とする。本法は、本法第5条に定める通り、営業権を規定する。営業権は、本法の条項および関連規定に従って、コンセション契約により付与される。

カンボジアの法律に従って必要な権限を有する省庁、公共機関、国有法人、地方自治体など、本法第5条に規定する適格なインフラ部門内のインフラ構築プロジェクトを実施する資格を有する行政機関および所轄機関はすべて、本法第6条および第7条ならびに（コンセション法の実施に関する）政令が定める条件に従って関連融資を円滑にする目的を含め、かかる機関それぞれの所轄内のインフラ構築プロジェクトについてコンセション契約を締結し、付随契約を締結する権限を有する。

一般公衆に直接または間接にサービスを提供することを目的としたインフラ設備に関連するコンセション契約は、次の産業部門の関連機関がこれを締結することができる。(a) 発電、送電および配電、(b) 道路、橋、空港、港、鉄道、人工運河等のインフラおよび輸送設備システム、(c) 上水の給水および衛生設備、(d) 通信および情報技術インフラ、(e) 観光地および美術館等の観光プロジェクト向けインフラおよび物的基盤、(f) 石油およびガスのパイプライン等のガソリンおよび石油の産業部門向けインフラ、(g) 下水設備、排水および浚渫、(h) 廃棄物の管理および処理、(i) 健康、教育および運動に関連する公的インフラ、(j) 特別経済区および社会住宅事業向けインフラ、(k) 灌漑システムおよび農作業向けインフラ、および、(l) 特定の法により本営業権の付与が認められているその他の産業部門。

コンセション契約は、以下の様式による。(i) 建設・運営・譲渡 (BOT)、(ii) 建設・リース・譲渡 (BLT)、(iii) 建設・譲渡・運営 (BTO)、(iv) 建設・所有・運営 (BOO)、(v) 建設・所有・運営・譲渡 (BOOT)、(vi) 建設・協力・譲渡 (BCT)、(vii) 拡張・運営・譲渡 (EOT)、(viii) 近代化・運営・譲渡 (MOT)、(ix) 近代化・所有・運営 (MOO)、および、(x) インフラ構築プロジェクトの官民共同実施を含め、リース・運営管理・管理契約、またはその派生または類似。適格インフラ構築プロジェクトは政令が定める手続に従って承認されない限り、コンセション契約を実施することはできない。

カンボジア開発評議会（CDC）は、投資法に従ってコンセッション契約に基づく適格投資プロジェクトを実施するために必要な許諾を取得するための、ワンストップサービスの組織である。契約当局は、国際的または国内の競争入札手続を介して、または状況に応じ、交渉手続により、営業権者を選考するものとする。

営業権者の選考は、政令に定める手続に従って実施する。コンセッション契約は、本営業許可期間を定め、本営業許可期間は、本法第13条により、コンセッション契約の署名日より30年を超えないものとする。インフラ構築プロジェクトの性質から必要とみなされた場合、カンボジア王国政府は、本営業許可期間の延長を認めることができる。自然人が本法の条項に違反した場合は、現行のカンボジア法による処罰の対象となる。共犯についても、同様に処罰の対象となる。

王国法は、6章および43条より成り、総則、行政上の調整およびサービス、営業権者の選考および組織、営業許可期間の終了、罰則、および最終規定について規定する。

コンセション法

第 I 章 総則

第 1 条

本法は、公共の利益の確保ならびに国民の経済的および社会的目標の実現のために、カンボジア王国における民間出資の実施を促進し、円滑にすることを目的とする。

第 2 条

本法は、本法第 5 条に定める通り、営業権を規定する。

営業権は、本法の条項およびその関連規則に従って、コンセッション契約により付与される。

第 3 条

本法において、以下の用語は、次の通り定義される。

- 「本許認可」 (Authorizations) とは、カンボジアの法規に定めるようにコンセッション・プロジェクトを実施するために、所轄機関より取得することが求められる許諾、認可、同意、免許、許可または登録を意味する。
- 「本営業権」 (Concession) とは、国家に帰属する行為を意味し、これにより、所轄機関がインフラ構築プロジェクトの全体または部分的実施を民間の第三者に委託し、このために当該機関が、政府からの補償、もしくはユーザまたは顧客から回収した手数料および費用で、一般に責任を負いかつこのために第三者が建設リスクまたは業務リスクの大部分を引受けものである。かかる国家の行為は、以後、当該行為について用いられる法的名称にかかわらず、本法に基づく「営業権」とみなされる。
- 「営業権者」 (Concessionaire) とは、契約機関と締結したコンセッション契約に基づくインフラ構築プロジェクトを実施する者を意味する。
- 「コンセッション契約」とは、契約機関と営業権者間の相互に拘束力を有する契約であり、インフラ構築プロジェクトの実施条件を記載したものを意味する。
- 「者」 (Person) とは、自然人または法人を意味する。
- 「コンセッション・プロジェクト」とは、本営業権に基づくインフラ構築プロジェクトの実施

を意味する。

- 「契約機関」(Contract Institution)とは、本法第4条に定める通り、コンセッション契約を締結する権限を有する所轄機関を意味する。
- 「インフラ設備」とは、一般人に直接もしくは間接にサービスを提供する物理的な設備およびシステムを意味する。
- 「インフラ構築プロジェクト」とは、新規インフラ設備の設計、建設、保守もしくは運営、または、現存するインフラ設備の近代化、復旧、拡張、管理もしくは運営を意味する。
- 「適格投資プロジェクト」(QIP)とは、投資法に従ってカンボジア開発評議会より最終投資登録証明書を受けたプロジェクトを意味する。

第4条

カンボジアの法律に従って必要な機関の委任を受けている省庁、公共機関、国有法人、地方自治体など、本法第5条に規定する適格なインフラ産業部門内においてインフラ構築プロジェクトを実施する資格のある所轄機関はすべて、本法第6条および第7条ならびに政令に記載する条件に従って、かかる機関それぞれの所轄インフラ構築プロジェクトについてコンセッション契約を締結する権利を有し、また、関連融資を円滑にする目的を含め、付随的契約または関連契約を締結する権利を有する。

第5条

一般人に直接または間接にサービスを提供するインフラ設備に関連するコンセッション契約は、以下の産業部門の関連機関がこれを締結することができる。

- a- 発電、送電および配電。
- b- 道路、橋、空港、港、鉄道、海峡等（ただし、これらに限られるものではない）の輸送設備システム。
- c- 給水および衛生設備。
- d- 通信および情報技術インフラ。
- e- 観光プロジェクトに関連する上部構造（Supra-Structure）。ただし、観光リゾート美術館に限

られるものではない。

- f- 石油およびガスのパイプラインを含む、ガソリンおよび石油関連インフラ。
- g- 下水設備、排水および浚渫。
- h- 廃棄物の管理および処理。
- i- 病院、ならびに、健康、教育および運動に関連するその他のインフラ。
- j- 特別経済区（SEZ）および社会住宅事業に関連するインフラ。
- k- 灌漑および農業関連インフラ。
- l- 特定の法により本営業権の付与が認められているその他の産業部門。

第6条

A コンセション契約は、以下の手段により提供することができる。

- 建設、運営および譲渡 (BOT)
- 建設、リースおよび譲渡 (BLT)
- 建設、譲渡および運営 (BTO)
- 建設、所有および運営 (BOO)
- 建設、所有、運営および譲渡 (BOOT)
- 建設、協力および譲渡 (BCT)
- 拡張、運営および譲渡 (EOT)
- 近代化、運営および譲渡 (MOT)
- 近代化、所有および運営 (MOO)
- インフラ設備の官民共同実施を含め、リースおよび運営管理または管理契約、もしくはその派生または類似の契約

第7条

適格なインフラ構築プロジェクトが政令に記載する手続によりコンセション・プロジェクトとして承認されない限り、コンセション契約についての選考手続は、開始されないものとする。

第 II 章 行政上の調整およびサービス

第 8 条

カンボジア開発評議会（CDC）は、投資法に従って投資プロジェクトを実施するために必要な許諾を取得するための、ワンストップサービスの組織である。カンボジア開発評議会は、選考した営業権者より適格投資プロジェクト（QIP）をコンセッション契約に基づき実施するよう要請を受けた場合、

- a- 営業権者がカンボジア王国の投資法に従って受ける資格を有するすべての投資優遇措置を認め
- b- コンセッション・プロジェクトに必要なあらゆる本許認可、および、本許認可の発行所轄機関を特定し、
- c- 本条に規定する必要なすべての本許認可を、営業権者を代理する関連機関より、適時に取得するものとする。ただし、必要な情報および書類のすべてが正式に提供されていることを条件とする。

カンボジア開発評議会は、コンセッション・プロジェクトのために必要な本許認可の付与期間を定める権限を有するが、かかる期間の終了までに所轄機関により書面で拒否された場合はこの限りではない。

第 9 条

カンボジア開発評議会は、求めに応じて、カンボジア王国におけるコンセッション・プロジェクトへの投資に関する一般情報を見込み投資家に提供するサービス機関を集中させるものとする。この情報には、本法第 8 条(a)および(b)が定める情報が含まれる。カンボジア開発評議会は、カンボジア王国におけるコンセッション・プロジェクトに一般的に適用される法規の写しをすべての見込み投資家に提供するものとする。

第 10 条

カンボジア開発評議会は、以下の機能を有する。

- a- カンボジア王国政府に対し、本営業権の方針について助言し、コンセッション契約に適用される法規の改正について勧告する。

- b- 民間出資のインフラ構築プロジェクトを特定してその機会を評価し、投資家グループに対する実行可能なプロジェクトを促進するに際し、他の所轄機関を支援する。
- c- カンボジア開発評議会または外部の評価においてであるとかかわらず、複合的なコンセッション・プロジェクトの準備、入札および監督において契約機関を支援するに必要な専門知識の向上を図る。
- d- コンセッション・プロジェクトの資金調達、実施および監督を合理化するため、モデル選択手順およびモデルプロジェクト書類を提案する。
- e- コンセッション・プロジェクトに関わる役員およびその他公務員の能力および訓練の調整を行なう。
- f- 契約機関の間での経験の評価と交換のために、すべてのコンセッション契約およびコンセッション・プロジェクトの登録を維持する。

第 III 章 営業権者の選考および組織

第 11 条

契約機関は、国際的または国内の入札手続を介して、状況に応じた交渉手続により、営業権者を選考するものとする。

営業権者の選考は、本政令に定める手続に従って実施する。

第 12 条

選考手続が終了し、契約機関が最終入札または交渉提案を受諾する段階となった時点で、契約機関は、政令に規定する手続により、かつかかる手続に従って、コンセッション契約の最終条件についての承認を得るものとする。

本法が求めるコンセッション契約の審査が、選考された候補者の権利および義務に悪影響を与える場合には、かかる選考された候補者は、入札保証金を失うことなく、その入札または提案を取り下げることができる。

第 13 条

本法第 12 条に従って承認が得られた後、契約機関は、コンセッション契約を締結するより前に、選考された候補者に対して落札通知を発行するものとする。

契約機関および営業権者は、落札通知から 6 ヶ月以内にコンセッション契約に署名するものとする。契約機関と営業権者の間に書面の合意がある場合には、かかる 6 ヶ月の期間を延長することができる。

契約機関が本法第 13 条(2)項に従わなかった場合、営業権者は、入札保証金を失うことなくその入札または提案を取り下げることができる。

第 14 条

運営許可取得者は、落札通知を受領してから少なくとも 60 日以内に速やかに、カンボジア王国の法に基づき、コンセッション・プロジェクトを実施する法人を設立し、カンボジア王国の投資法に従い、最終投資登録証明書をカンボジア開発評議会から取得するものとする。

第 15 条

本法または他の適用法の条項において明示の別段の定めがある場合を除き、契約当事者は、コンセッション契約に以下の事項を記載するものとする。

- a- 運営許可取得者が実施する作業および提供するサービスの性質、範囲および基準
- b- 費用効果の促進、建設の促進および運営の質の向上、ならびに公共の利益を維持するために付与される優遇措置。
- c- 運営許可取得者が適用する、また該当する場合は、規制機関が承認する、料金、使用料、賃料その他の費用
- d- 合意によるリスク配分またはリスク共有
- e- インフラ設備の運営および管理において運営許可取得者が求めるサービスの水準および基準、ならびに定められたサービスの水準および基準に反した場合の処置
- f- 支払いの手段

g- 本営業許可期間全体を通じて、インフラ構築プロジェクトの実施を支援するために契約機関および他の所轄機関に求められる確約および協力

h- 当事者が必要と考えるその他の事項。

第 16 条

運営許可取得者は、自己の費用および危険負担で、かつ契約機関により行なわれる貸付または保証によらずに、インフラ構築プロジェクトの実施についての資金を調達するものとする。

例外的に保証が行なわれる場合があるが、関連する財務管理法（Financial Management Law）および規則に定める手順による場合に限るものとする。

第 17 条

運営許可取得者は、コンセッション契約またはカンボジア王国の法が定める制約に従い、インフラ構築プロジェクトのために必要な融資を確保する必要性に応じ、自己の資産、権利または権益（コンセッション・プロジェクトに関するものを含む）について担保権を設定する権利を有する。

コンセッション契約に別段に定める場合を除き、運営許可取得者の株主は、インフラ構築プロジェクトのために必要な融資を確保するために運営許可取得者の株式を質入しまたは担保権を設定する権利を有する。

第 18 条

運営許可取得者による重大な違反のあった場合、またはコンセッション契約の終了が正当に認められるその他の事態があった場合、契約機関は、インフラ構築プロジェクトに対して資金提供する法人との合意をもって、契約機関とかかる資金提供法人との間で事前に合意した条件および手続に従って、運営許可取得者を、現行のコンセッション契約に基づき履行するよう任命された新たな法人または者に代えることができる。

第 19 条

コンセッション契約に基づく運営許可取得者の権利および義務は、契約機関の事前の同意なく第三者に譲渡してはならない。

本法第 17 条に従って付与される担保権の行使による場合を除き、またはコンセッション契約に別段に定める場合を除き、契約機関の事前の同意なく、運営許可取得者の支配株式を第三者に譲渡してはならない。

第 20 条

コンセッション契約に別段に定める場合を除き、運営許可取得者は、自己の費用および危険負担で、インフラ設備の設計および建設について責任を負うものとする。設備の設計および建設は、適用されるすべてのカンボジアの法規に従うものとする。コンセッション契約は、インフラ設備に関する各種の事項について契約機関に独立の専門家による報告書を提出する。

第 21 条

コンセッション契約に別段に定める場合を除き、運営許可取得者は、適用されるすべてのカンボジアの法規に従い、自己の費用およびリスク負担で、インフラ設備を運営および管理するものとする。

コンセッション契約に別段に定める場合を除き、運営許可取得者は、継続的なサービスの提供を約束する。運営許可取得者による義務の履行について重大な不履行があった場合に有効かつ継続的なサービスの提供を確保するために、コンセッション契約に定めのある場合には、契約機関は、一時的に設備の運営を引き継ぐ権利を有する。ただし、契約機関が運営許可取得者に対し、コンセッション契約に規定する期間内に、またはそのような規定のない場合には合理的な期間内に、かかる不履行を是正するよう通知していることを条件とする。

第 22 条

運営許可取得者は、コンセッション契約におけるその義務を履行することを保証するために、コンセッション契約に定めのある場合には、コンセッション・プロジェクトの特定の段階について、契約機関を受取人とし、またコンセッション契約に定める様式、期間および額の、適切な履行保障を提供し、維持するものとする。

第 23 条

コンセッション契約において、カンボジアの企業および研究所に対し、運営許可取得者と協力して技術開発、製造またはその他の経済的および社会的活動にかかわる機会を提供することができる。運営許可取得者に追加の収益を生じさせる可能性のあるかかる協力は、カンボジアの企業および機関に対して国内および海外において商品およびサービスの注文を受けかつ引渡す実際の機会を提供し、また、インフラ活動に関連する技術開発に参加する実際の機会を提供することを目標とするものとする。

コンセッション契約への入札見積りにあたり、契約機関は、それがコンセッション・プロジェクトに関連して発行された入札公告における基準とされている場合には、入札者が提示するより幅広い社会的および経済的な開発可能性を考慮することができる。

第 24 条

コンセッション契約は、カンボジア王国の法規に従うことを要する。

問題となっている事項について該当するカンボジアの法規が存在しない場合、コンセッション契約の当該条項は、当事者により選択された法に従うものとする。ただし、かかる法がカンボジア王国の法に反するものではないことを条件とする。

運営許可取得者は、コンセッション・プロジェクトの実施に関連する付属契約について、自由に準拠法を選択するものとする。

第 25 条

コンセッション契約において求められた場合、運営許可取得者は、本営業権の終了をもって、インフラ設備についてのすべての権利、権原および利権を契約機関またはその指名する者に譲渡するものとする。かかる譲渡は、コンセッション契約に定める条件によるものとする。

譲渡される施設は、コンセッション契約の要件に従った良好な運用状態にあるものとし、またすべての先取特権、債務、担保権その他あらゆる種類の請求が一切ないものとする。

第 26 条

運営許可取得者は、本営業権付与機関またはその他法の条件に基づく公的機関を利用することができるものとし、また必要に応じて、コンセッション・プロジェクトの実施に必要な、土地利用権およびプロジェクトの敷地に関連するその他の権利を取得するための支援を受けるものとする。

インフラ構築プロジェクトの実行のために必要な土地の強制収用は、土地法に従って実施される。

コンセッション契約は、運営許可取得者が土地、土地利用権および地役権の取得のために支払いを行なうこと、およびかかる支払いの方法について定めることができる。

インフラ拡張プロジェクトのための土地の取得は、コンセッション契約中に別段の定めのない限り、運営許可取得者が費用を負担する。

第 27 条

運営許可取得者は、関税、または運営許可取得者が提供する設備もしくはサービスについての使用料を受領または回収する権利を有する。コンセッション契約は、かかる関税または料金の設定および調整についての方法および方式を定めるものとする。

当事者は、本営業許可期間中の共同努力による安定した収益の流れを確保することを目的とした仕組みについて合意することができる。

第 28 条

運営許可取得者は、カンボジアの法律に従って、その所得を現地通貨から外国通貨に交換して、それを海外に送金する権利を有する。

第 29 条

コンセッション契約期間中に限り、運営許可取得者が提供するインフラ設備またはサービスに特に適用されるカンボジアの法規についてコンセッション契約の日付後に変更があったために、当初予定されていた履行の費用および対価と比較して、運営権取得者によるコンセッション契約の履行のための費用が大幅に上昇し、または運営許可取得者がかかる履行のために受け取る対価が大幅に減少した場合には、運営許可取得者は、適用される法規の性質および関連する財務上の帰結について定めるコンセッション契約の該当する条件に従って、補償を受ける権利を有する。

第 30 条

運営許可取得者は、コンセッション契約が定める場合は、コンセッション契約に定める条件により、ロイヤリティまたは営業許可料（Concession Fee）をカンボジア王国政府に支払うものとする。

第 31 条

契約機関は、コンセッション・プロジェクト活動を調査および検査し、当該プロジェクトがカンボジアの法規およびコンセッション契約の条項に従って建設され、運営されおよび維持されていることを確認するものとする。契約機関は、インフラ設備、ならびにコンセッション契約の条項に従った調査および検査を実施するために必要な設計図、報告書その他のデータについても、合理的に利用または入手できるものとする。

調査および検査により、不必要に運営許可取得者による作業やサービスの提供を妨害してはならない。

第 32 条

本法の適用による活動は、カンボジア王国の法律およびコンセッション契約が定める、人命の損失または人身傷害、公害または財物の棄損につながりかねない偶発事故および緊急事態に対処するために運営許可取得者が設けている健康安全環境基準を遵守するものとする。

第 33 条

コンセッション契約の終了時にインフラ設備を適格機関に譲渡する場合、運営許可取得者は、カンボジア国民に訓練を提供し、かかる国民がインフラ設備の運営および維持をあらゆるレベルで引き継ぐことができるようにするものとする。この職務は、コンセッション契約において契約機関と合意した範囲でかつ合意した条件に従って、本営業許可期間の終了までに実施するものとする。

第 34 条

本法が対象とする活動に関連して、資格あるカンボジアの供給業者に、建設の受注および商品やサービスの提供が得られる正規の機会が与えられる場合がある。

第 35 条

コンセッション契約は、独占 (Monopoly) または排他的協定 (Exclusivity Arrangement) を作り出すものではない。ただし、公共の利益のため、政令の定めに従い、このような排他的権利がコンセッション契約に含まれる場合がある。

第 36 条

運営許可取得者は、自己のために、直接に、または従業員を介して、または請負業者もしくは下請負業者を介して、作業またはサービスを実施する者が本法の条項を遵守することを保証する。

運営許可取得者のために作業を実施した者による第三者への損害により賠償責任が生じた場合、運営許可取得者は、損害賠償等につき、不法行為者または場合によってはその雇用主と同じ範囲で、連帯して責任を負うものである。

第 IV 章 営業許可期間の終了

第 37 条

コンセッション契約は、本営業許可期間を規定するものとする。本営業許可期間は、本法第 13 条により、コンセッション契約の署名日より 30 年を超えないものとする。インフラ構築プロジェクトの性質から必要とみなされた場合、カンボジア王国政府は、本営業許可期間の延長を認めることができる。

本営業許可期間は、コンセッション契約の規定により、以下の状況に起因するものではない限り、これを延長することができない。

- 1- 契約機関による契約違反またはその他所轄機関の行為に起因する竣工日の遅延または運営の中断
- 2- コンセッション契約に定める不可抗力事態に起因する竣工日の遅延または運営の中断。ただし、運営許可取得者がかかる事態により生じた費用もしくは損失を当初の本営業許可期間中に回収する（慣例的なプロジェクト保険による回収を含む）ことができなかった場合とする。

コンセッション契約の定めに従い、コンセッション契約において当初予期されていなかった契約機関の新たな要件により生じた追加費用について、運営許可取得者が本営業許可期間中にかかる費用を回収することができなかった場合には、運営許可取得者がこれを回収することができるよう、本営業許可期間をさらに延長することができる。

第 38 条

コンセッション契約は、場合に応じて、本営業許可期間が終了する前に、当事者がコンセッション契約を終了できる条件、および終了の場合の当事者の権利と義務を定めるものとする。

コンセッション契約の規定により、当事者は不可抗力により、コンセッション契約を終了できる場合がある。

コンセッション契約が、コンセッション・プロジェクトに関連する契約機関またはその他所轄機関による重大な義務違反によって終了した場合、運営許可取得者は、運営許可取得者が実施した作業の公正な価格、負担した費用または被った損失（適宜、利益の損失を含む）を含め、コンセッション契約に定める条件に従い補償を受ける権利を有する。

第 39 条

契約機関と運営許可取得者間の紛争は、コンセション契約に記載する紛争解決手段（合意のある場合は、国際仲裁を含む）によって解決する。

本条に従って、管轄権を有する司法機関または仲裁により発行された裁定は、その条件に従い、契約機関および運営許可取得者の双方に対して有効かつ拘束力を有し、また双方によりまたは双方に対し執行可能であるものとする。

第 40 条

契約機関は、コンセション契約が適切に実施されることにつき責任を有し、また、コンセション契約の実施および履行を監督し、規制するための手法および手順を設定しなければならない。また、コンセション契約の管理について、経済財務省または担当関係省への契約機関の年次予算報告書に報告するための手法および手順を設定しなければならない。

第 41 条

コンセション契約を変更する契約を締結する前に、契約機関は、当初のコンセション契約が定める、経済財務省および該当する規制当局の書面による承認を得なければならない。また、変更の手続は政令に定めるものとする。

第 V 章 罰則

第 42 条

故意または重大な過失による本法の重要な条項違反は、現行のカンボジア法による処罰の対象となる。

共犯についても、同様に処罰の対象となる。

法人の目的および権限の範囲内で活動を行なっている従業員団体または個人が上記第 1 項により処罰の対象となった場合、当該法人も責任を負い、または処罰の対象となる。

営業権にかかわる職務に故意に違反したまたはこれを怠った公務員は、さらにカンボジア王国公務員 Co-Statute による行政処罰の対象となる。

第 VI 章 最終規定

第 43 条

本法に反する規定は、これを無効とする。

2007 年 10 月 19 日

ノロドム・シハモニ国王 署名

用語集

建設・運営・譲渡（BOT）：

所轄機関は、コンセッション契約が定める期間、運用、料金回収権を譲渡することにより、インフラ設備の建設のための営業権を民間企業に付与する。営業許可期間の満了後、民間企業は、契約に準拠した品質条件を備えたすべての所有権その他の権益を、所轄機関に譲渡するものとする。

建設・リース・譲渡（BLT）：

所轄機関は、インフラ設備の建設のための営業権を民間企業に付与し、また、合意した期間中、運用に関するリース契約に規定する賃料でこれを民間企業にリースする。営業許可期間の終了後、民間企業は、契約に準拠した品質条件を備えたすべての所有権その他の権益を、所轄機関に譲渡するものとする。

建設・譲渡・運営（BTO）：

所轄機関は、インフラ設備の建設のための営業権を民間企業に付与し、その竣工をもって所轄機関に譲渡する。所轄機関は、コンセッション契約が定める期間、その運用のための権利を民間企業に譲渡する。

建設・所有・運営（BOO）：

所轄機関は、インフラ設備の建設のための営業権を民間企業に付与し、また、コンセッション契約が定める条件に基づき、公共の利益のための運用および料金の回収のための所有者とすべく、これを民間企業に与える。

建設・所有・運営・譲渡（BOOT）：

所轄機関は、インフラ設備の建設のための営業権を民間企業に付与し、その所有者とすべくこれを民間企業に与え、また、民間企業は、合意の期間中、料金の回収のためにこれを運営する。営業許可期間の終了後、民間企業は、契約に準拠した品質条件を備えたすべての所有権その他の権益を、所轄機関に譲渡するものとする。

建設・協力・譲渡（BCT）：

所轄機関は、インフラ設備の建設のための営業権を民間企業に付与し、加えて、コンセッション契約が定める期間、利益、損失、その他リスクを分担して、運営・管理に協力する。期間終了後、民間企業は、契約に準拠した同様の品質条件を備えたそのすべての所有権その他の権益を、所轄機関に譲渡するものとする。

拡張・運営・譲渡 (EOT) :

所轄機関は、インフラ設備の拡張のための営業権を民間企業に付与し、コンセッション契約が定める期間、料金の回収のためにそれを運営する権利を民間企業に譲渡する。

近代化・運営・譲渡 (MOT) :

所轄機関は、インフラ設備の近代化のための営業権を民間企業に付与し、コンセッション契約が定める期間、料金の回収のためにそれを運営する権利を譲渡する。営業許可期間の終了後、民間企業は、契約に準拠した同様の品質条件を備えたそのすべての所有権その他の権益を、所轄機関に譲渡するものとする。

近代化・所有・運営 (MOO) :

所轄機関は、インフラ設備の所有権を民間企業に譲渡することによって、その近代化のための営業権を民間企業に付与し、コンセッション契約が定める両当事者の合意条件に基づき、公共の利益のために料金を回収するためこれを運営する。

リース・運営管理・管理契約 :

所轄機関が合意の期間中インフラの運営のために民間企業にリースし、または当該機関が管理のために民間企業にリースする一方で自ら運営し、または、自ら運営はしないものの、公共の利益のために合意の料金を支払うことにより、自己の管理下で運営するために民間企業にリースすることに合意した契約である。

上記リースは、閣僚会議令に規定するコンセッション・プロジェクトのみに適用されるものとする。